

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月23日
【会社名】	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
【英訳名】	Golf Digest Online Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 石坂 信也
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
【電話番号】	(03)5408-3188
【事務連絡者氏名】	執行役員 最高財務責任者 酒井 敦史
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
【電話番号】	(03)5408-3188
【事務連絡者氏名】	執行役員 最高財務責任者 酒井 敦史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成21年7月23日開催の取締役会において、平成21年10月1日を効力発生日とした上で、当社を存続会社として、当社の特定子会社かつ完全子会社である株式会社ゴルフパラダイスを吸収合併することを決議するとともに、平成21年7月23日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

1. 特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社ゴルフパラダイス
住所	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 石坂 信也
資本金の額	103百万円（平成20年12月31日現在）
事業の内容	中古ゴルフクラブの買取・販売、「ゴルフパラダイス」直営店及び同フランチャイズチェーンの本部運営

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

① 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 92個  
異動後 一個（吸収合併により消滅）

② 当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 100.00%  
異動後 一%（吸収合併により消滅）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

① 異動の理由

当社が、当社の特定子会社である株式会社ゴルフパラダイスを吸収合併することにより、消滅するため。

② 異動の年月日

平成21年10月1日（予定、吸収合併の効力発生日）

2. 吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ゴルフパラダイス
本店の所在地	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 石坂 信也
資本金の額	103百万円（平成20年12月31日現在）
純資産の額	177百万円（平成20年12月31日現在）
総資産の額	975百万円（平成20年12月31日現在）
事業の内容	中古ゴルフクラブの買取・販売 「ゴルフパラダイス」直営店及び同フランチャイズチェーンの本部運営

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成18年8月期	平成19年8月期	平成19年12月期	平成20年12月期
売上高（百万円）	2,240	2,250	800	2,396
営業利益（百万円）	86	80	46	101
経常利益（百万円）	59	76	45	100
当期純利益（△純損失） （百万円）	13	△168	18	47

（注）平成19年12月期は、4ヵ月間の変則決算を行っています。

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株割合  
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン 100.00%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

株式会社ゴルフパラダイスは、当社の100%出資の連結子会社であり、当社より役員の派遣及び社員の出向を行っております。また、株式会社ゴルフパラダイスは、当社から一部仕入を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

株式会社ゴルフパラダイスは、中古ゴルフクラブの買取・販売及び「ゴルフパラダイス」直営・フランチャイズ店舗運営を行っている当社の100%子会社であります。

今般、ゴルフの中古事業の経営資源を集中させること、並びに同事業のさらなる効率化を目的として、同社を吸収合併することといたします。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

① 当該吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、株式会社ゴルフパラダイスは解散いたします。

② 当該吸収合併に係る割当ての内容

株式会社ゴルフパラダイスは当社の完全子会社であるため、本吸収合併に際して、当社株式その他の財産の交付は行いません。

③ その他の吸収合併契約の内容

合併契約の内容については、末尾の合併契約書をご参照ください。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
本店の所在地	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 最高経営責任者 石坂 信也
資本金の額	816百万円
純資産の額	現時点では確定していません
総資産の額	現時点では確定していません
事業の内容	ゴルフ用品Eコマース事業、ゴルフ場向けサービス事業及びメディア事業

# 合併契約書

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン（住所：東京都港区虎ノ門三丁目4番8号、以下「甲」という。）と株式会社ゴルフパラダイス（住所：東京都港区虎ノ門三丁目4番8号、以下「乙」という。）とは、本日、次の通り合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（合併の方法）

甲と乙とは、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、本契約に従い吸収合併を行う。

## 第2条（効力発生日）

本契約による合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、平成21年10月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

## 第3条（財産の承継）

乙は、平成20年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これにその後の増減を加減した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

## 第4条（株式等の交付）

乙は甲の完全子会社であるため、この合併に際して株式その他金銭等の交付は行わない。

## 第5条（簡易合併、略式合併）

- 1 甲は、会社法第796条第3項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで合併を行う。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで合併を行う。

## 第6条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意を以ってその業務及び財産の管理運営を行うものとし、また、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

## 第7条（従業員）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として引き続き雇用するものとし、その細目については甲乙が別途協議して決するものとする。

## 第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

## 第9条（本契約の効力）

本契約は、会社法第796条第4項に該当し甲が本契約第5条第1項に定める手続による合併を行うことができないときは、その効力を失うものとする。

## 第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙が誠実に協議の上これを決する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年7月23日

甲 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン  
東京都港区虎ノ門三丁目4番8号  
代表取締役社長 石坂 信也

乙 株式会社ゴルフパラダイス  
東京都港区虎ノ門三丁目4番8号  
代表取締役社長 石坂 信也